

交渉情報	NO.28	信越支社郵便事業本部 要員集配部
JP労組 信越地方本部	2013年12月25日	添付資料:8枚

郵便関係手当の基準物数の変更について

信越支社郵便事業本部要員集配部は、本日（12月25日）「郵便関係手当の基準物数の変更」について地方本部に説明してきました。

標記趣旨は、年末年始期間の郵便物区分・郵便物配達能率向上手当及び冬期増区期間の郵便物配達能率向上手当の支給基準となる物数を変更するものです。

適用期間は、

- ① 区分能率向上手当（郵便内務）平成25年12月15日～平成26年1月7日
- ② 配達能率向上手当（郵便外務）平成26年1月1日及び2日～7日

郵便局別基準物数は、

- ① 区分能率向上手当（郵便内務）は別紙1を参照
- ② 配達能率向上手当（郵便外務）は別紙2を参照願います。

基準物数は、

- ① 区分能率向上手当（郵便内務）は1時間当たりの区分物数
- ② 配達能率向上手当（郵便外務）は1分間当たりの配達物数であり、前年度の実績を元に設定し、対象期間の業務運行記録表により認定されます。なお、1月1日が異常に多い理由は、年賀郵便物の配達によるものです。

手当額は、

- ① 区分能率向上手当（郵便内務）対象日1日当たり180円、420円又は830円
- ② 配達能率向上手当（郵便外務）は対象日1日当たり240円又は470円で、1ヶ月で13日間が上限です。

冬期増区期間に伴う対象郵便局、基準配達物数については、休配翌日・その他として別紙3を参照願います。

【労使対応】 情報提供